

行政法上の権利の性質

(百選「I-17」～「I-22」)

問題 001

恩給を受ける権利は担保に供することができないことは、恩給法11条の規定によって明らかであるから、恩給担保は無効であるとするのが最高裁判所の立場である。

001 解答：誤り

これは下級審の判断である。(I-17)

問題 002

恩給金受領の委任と受領する恩給金による債務の弁済充当についての合意は有効であるとするのが最高裁の判断である。

002 解答：妥当である。(I-17)

問題 003

恩給金受領の委任と受領する恩給金による債務の弁済充当についての合意に関して、その委任契約の解除権の放棄を特約することは有効である。

003 解答：誤り

恩給法11条に対する脱法行為として無効であると判示した。(I-17)

問題 004

債務者が恩給金受領の委任を解除し、債権者から恩給証書の返還を受けることは、民法504条の「担保を喪失又は減少したる」場合に該当する。

004 解答：誤り

該当しないとした。(I-17)

問題 005

生活保護法の規定に基づき要保護者または被保護者が国から生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射的利益に過ぎない。

005 解答：誤り

反射的利益ではなく、法的権利であるとした。(I-18)

問題 006

生活保護受給権は、被保護者自身の最低限度の生活を維持するために当該個人に与えられた一身専属の権利であって、他にこれを譲渡し得ないし、相続の対象ともなり得ない。

006 解答：妥当である。(I - 1 8)

問題 007

生活保護の被保護者が生存中の扶助で、すでに遅滞にあるものの給付を求める権利については、相続の対象となり得る。

007 解答：誤り

相続の対象となり得ないと判示した。(I - 1 8)

問題 008

公衆浴場法が許可制を採用したのは、主として「国民保健及び環境衛生」という公共の福祉の見地から出たものであることはむろんであるが、他面、同時に、無用の競争により経営が不合理化することのないように濫立を防止することが公共の福祉のため必要であるとの見地から、被許可者を濫立による経営の不合理化から守ろうとする意図をも有するものである。

008 解答：妥当である。(I - 1 9)

問題 009

公衆浴場法に基づく適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益は、単なる反射的な事実上の利益に過ぎない。

009 解答：誤り

単なる反射的利益にとどまらず、法的利益であるとした。
(I - 1 9)

問題 010

地方公共団体の開設している村道に対しては、村民各自は他の村民がその道路に対して有する利益ないし自由を侵害しない程度において、自己の生活上必須の行動を自由に行い得べきところの使用の自由権を有する。

010 解答：妥当である。(I - 2 0)

問題 011

村道通行の自由権は、公法関係から由来するものであり、これに対して民法上の保護を与うべき筋合はないというべきである。

011 解答：誤り

民法上の保護を与うべきは当然の筋合であるとした。(I - 2 0)

問題 012

村民の村道通行の自由権が妨害されたときは民法上不法行為の問題が生ずるのは当然であり、この妨害が継続するときは、これが排除を求める権利を有することは言うまでもない。

012 解答：妥当である。(I - 2 0)

問題 013

公水使用権は、それが慣習によるものであると行政庁の許可によるものであるとを問わず、公共用物たる公水の上に存する権利であることにかんがみ、河川の全水量を独占排他的に利用しうる絶対不可侵の権利ではなく、使用目的を充たすに必要な限度の流水を使用しうるに過ぎない。

013 解答：妥当である。(I - 2 1)

問題 014

未墾地売渡予約につき、法律の定める手続、形式以外のそれによることは、原則として認められない。

014 解答：妥当である。(I - 2 2)

問題 015

未墾地開拓事業の入植名義の変更の許可は、売渡予約上の権利を有する地位の移転ないし付与という効果が認められる。

015 解答：誤り
認められないとした。(I - 2 2)